

一九世紀イギリス政治史への一視角

村岡健次

【要約】「マルクス主義は、わが国における社会科学研究の思想的風土のようなものになっている」とは、すでに識者の指摘するところだが、このことは、本論がかかわる一九世紀イギリス史研究に関しても例外ではない。高等学校の教科書はいさ知らず、およそ歴史をこととするインテリの目には、一九世紀のイギリスは、なかならず産業革命を最初に起した先進国として、ブルジョワジーの発展がきわめて自生的に進行した国と映っているにちがいない。それが今では一つの常識だからである。この常識は、上にのべた限りでは、決して間違いではないとしても、しかし、われわれは、この場合も、マルクス主義がわが国の思想的風土と化したことがもたらす功罪に、注意を払う必要があるだろう。大体、歴史学を、どちらかといえば、人文科学よりも社会科学の方に分類しようとする昨今の傾向自体が、そのことの結果と思われるが、歴史現象の説明にあたって、「マルクス主義」が万能でありえないのはいまでもあるまい。確かに経済史はいいとしても、政治史、思想史、文化史ともなれば、一枚岩のマルクス主義的解明では、なんとしても不十分ということにならざるをえないだろう。本論は、そのような見地から、一九世紀イギリス政治史について、従来のマルクス主義的常識からはみ出すと思われる三つの問題を検討することで、この時期の政治史に、もう一つ別の照明を当てようと試みたものである。

史林 四八巻四号 一九六五年七月

おい君、君は忘れてるんだ、われわれは偽善者の郷土にゐる
つてことを。

オスカ・ワイルド

—

西洋の近代でイギリスというと、まずわれわれが想い起

すのは、「先進国イギリス」というイメージだろう。「資本主義発展のイギリス的コース」という言葉がよく示しているように、この国は諸国に先がけて市民革命、産業革命を遂行し、ブルジョワ的発展がきわめて自生的に進行した国と解されている。とにもかくにも、この近代イギリス史像

が、今では全くわれわれの常識と化しているということには、誰も異存がないであろう。

さて、私が以下に問題にしようとするのは、近代イギリス史のうちの一九世紀だが、この世紀は、最近、産業革命が多くの研究者の注意を引き始めているとはいふもの、かつて十数年間、論議の的であった絶対主義から市民革命にいたる時期と比べるなら、お世辞にも人気のあつた研究領域とはいえない。人気のないことは仕方のないことで、ここで「けしからん」といつてもはじまらないが、しかし、研究量の多寡、人気不人気にかかわりなく、くだんのイギリス近代史像はこの世紀をもカバーしているわけ、例えば、飯沼二郎氏の次の表現は、それをよくいいあらわしているといえるだろう。「ブルジョワ階級は、産業革命の結果、広汎に成立してきた労働者階級の革命運動を強力な背景として、地主階級にたいする闘争をいどみ、遂に一九世紀中頃にいたつて完全に政治上の支配権力を奪取する。一八三二年の議会改革、一八四六年の穀物法撤廃は、その闘争の過程における勝利の道標である」^①。要するに、第一次選挙法改正と穀物法廃止が歴史の転換点として強調され

る、それが、こまかい点での相違はあれ、われわれ大多数が抱いている一九世紀イギリスというイメージなのである。

しかしながら、この一九世紀イギリスについての常識的なイメージには全々問題がないかという点、少なくとも現在においては、もはやそうはいいきれない、と私は思うのである。われわれは、一九世紀を含めて、この近代イギリス史像がどうして形成されたかを振り返つてみる必要があるだろう。飯沼氏が適切に指摘されているように、それは、すぐれて、いわゆる大塚史学の打立てた成果であり、大塚史学は、その発想を「講座派」に負うていた^②。つまり、このイメージの根底は経済史であり、しかもその経済史には、階級闘争という歴史観が、心棒として貫いていたのである。確かに、戦後、この近代イギリス史像が定着したのにはそれなりの理由があつた。敗戦から十数年、われわれの日々の課題が、何をにおいても、まず荒廃からの立直り、物質的欠乏の克服にあり、それに答えるエトスを孕んだ経済史的歴史観が風靡しえた間は、今でこそ常識といつて済ませるこのイギリス史像も、われわれの生活に密着して余りにも生々しかったろう。そこには、無限の可能性を秘めた

理想が息づいていただろう。しかし、時代は移ったのである。敗戦時の荒廃を前に抱かれたこの無限の可能性が、否応なしに一つの現実凝固してしまつた現在では、かつての（より正確に言えば「現在の」）常識は、それを裏づけていた視点において問われざるをえない。話を一九世紀イギリスにひき戻して、第一次選挙法改正と穀物法廃止が歴史の一つの転向点であるということについては、私も異論はない。しかし、われわれは、一見、余計なことに見えようと、この常識的解釈に次の但し書をつけるのを忘れてはならないだろう。すなわち、それは、あくまでも、階級闘争を基底においた経済史観からする解釈であつた、ということである。

この但し書は、「一九世紀のイギリス政治史をどう把握するか」という問題を論ずるにあつて、絶対に不可欠な出発点なのだが、次にこのことを二つの側面、すなわち、実際論と一般論の両面から考察してみよう。

第一は、われわれは、この常識的解釈がまさに常識であるので、これに基いて、政治史についても大まかな見取図を描く傾向がある、ということである。例えば、先に引用

した飯沼氏の「ブルジョワ階級は、……遂に一九世紀中頃にいたつて完全に政治上の支配権力を奪取する」という見解は、まさにそれだが、しかし、この見解は、政治上の諸事実と多くの点で合致しない。もつとも、こういえば、それは余りにも言葉に拘泥しすぎることになるのかもしれない。というのも、氏の主要な関心は、封建制から資本制への移行の問題において、その間に「地主王政」なる時代範疇を設定し、その時代の終期を、氏のいう第二ブルジョワ革命（イギリスの場合は、具体的には、第一次選挙法改正と穀物法廃止）に置こうというもので、本来、一九世紀政治史の評価にかかわるものではないからである。しかし、たとえそうだとしても、そのような見解は、われわれの多くが、暗々裡に想定しているものにちがいないだろう。ついでながら、蛇足としてつけ加えると、同様な見解は、当のイギリスにおいても、かつての「ミドル・クラスの神話」と結びついて、今なお一般の常識となつているのだそうである。^③

一八四六年における穀物法廃止の政治過程とその後ににおける政治史の推移をたどっていくとき、この年以後も、そ

れまでの支配階級である地主階級が、政治の実権を掌握していたということには疑いの余地はない。それを示す事例は枚挙にいとまないほどだが、ここでは、行論の關係もあるので、多少の煩瑣をいとわず、次に幾つかの事実を提示しておきたい。

まず最初に、政治の中枢に位置する下院議員の構成を一瞥する必要がある。第一次選挙法改正(一八三二年)と第二次選挙法改正(一八六七年)直前の一八六五年において、土地的利益と商工業的利益がどのように下院に代表されていたかという点、一八三二年については、土地的利益六六%、商工業的利益三四%であったものが、一八六五年については、土地的利益四四%、商工業的利益五六%と逆転している^④。これは、明らかに、その間における産業革命の進展を写し出したものといえるが、このことは、もちろん、ブルジョワジーが地主階級を下院で凌駕したのだ、ということとイコールではない。地主階級が商業に投資することもあれば、ブルジョワジーが土地を購入することもあるわけで、両方の利益は、同一議員においてオーバーラップする場合が多かったのである。一八四一年から四七年にかけての下

院議員八一五人を分析したアイデロッチは、このうち活然に商工業の経営に従事したのは、たった二二%と踏んでい

(数字は%)

第一表

	1831年	1841—47年	1865年
貴族(准男爵, アイルランド貴族, 貴族と准男爵の息子達)	33	38	31
ジェントリー(世襲)とそれ以外の貴族の類縁者	—	34	45
製造業者, 商人, 銀行家	24	22*	23

る。次に下院の社会構成の推移を見ると第一表のようになる^⑤。この表から明らかなる一つの事実は、一八三二年の議会改革と穀物法廃止以後も、旧来からの地主・貴族階級が、なお圧倒的に下院を代表していたということであろう。

旧支配階級に政治権力が残存していたということとは、統治の直接担当者である内閣の構成を見ていくと、ますます歴然としてくる。一八六五年、パーマストン内閣が彼の死で崩壊するまで、内閣にブルジョワ色が反映されたことは一度もなかったといっている。確かに、ピール、グラッドストーンは、出自はブルジョワジーないし商人であったかもしれぬ。しかし、保守党党首であった男と、後には自由主義の権化として登場するとはい

え、パリパリのトリーとしてその政治生活を始めた男を、ブルジョワ政治家と呼ぶわけにはいかなさう。なお、一八六八年から八六年にかけての内閣の社会・職業構成は、第二表の通りである。^⑧ また、一九世紀を通じて、ブルジョワの首相は一人も出ていない。要するに、上に述べたことからいえることは、一九世紀の後半にいたるまで、政治の実権は、ほぼ完全に旧支配階級たる地主の手中にあったということと、その体制が基本的な変容を上げていくのは、やっと一八七〇年代ごろからであるらしい、ということなのである。^⑨

ところでわれわれが抱いている常識的イメージと政治上の諸事実との間に生れたこのようなギャップが、前者、

第二表 内閣関係(1868—86)の社会・職業的背景

父親の職業	貴族	貴族でない者	計
地主	21(8)	1(1)	22(9)
金生活者	1(1)	1(1)	2(2)
官吏・外交官	3(2)	1(—)	4(2)
国教会の聖職者	2(2)	3(2)	5(4)
製造業者、商人等	—	9(6)	9(6)
上級の自由業者	—	5(4)	5(4)
下級の自由業者	—	2(2)	2(2)
計	27(13)	22(14)	49(27)

(括弧内は、1868—86年にはじめて入閣した者の数。上級の自由業者とは、例えば法廷弁護士、医者を、下級の自由業者とは、例えば教師、各宗派の牧師を意味する。)

すなわち常識的イメージの方が、例の但し書きを忘れて、政治史についてもいささか性急な解釈を下したことに基いていることは明らかであろう。実際、階級対立という観点に拘泥しない、例えば、クラハム、コートといった経済史家の見解^⑩、また、最近、公刊されたトンブソンの研究などは、一八七・八〇年代ごろから地主の支配力が後退したという諸事実と決して矛盾してはいない。穀物法廃止が、まさにブルジョワジーの要求によって、しかも、なかんずく反穀物法同盟の圧力によったことは、隠れもない事実である。しかし、穀物法廃止は歴史の大勢にたいした影響を及ぼさなかった。というのも、イギリスは、穀物法廃止以後に「農業発展の黄金時代」を迎えるからである。そして、農業の没落は、七〇年代の、あの「大不況」とともに到来するのであって、以後、イギリス農業は、イギリス国民の週末における食生活しか支ええないウィークエンダーへと転落してしまうのである。こうして、イギリス農業の急速な没落の中で、地主という政治上の権威も失墜していった。だから、飯沼氏の第二ブルジョワ革命論も、「革命」の間を「一九世紀の中頃」と限定せず、「一八三二年の議会

改革から七〇年代まで」とすれば、それで不都合ではないということになるだろう。

第二に、一九世紀イギリスについての常識的イメージを一般論として取り上げた場合の問題点は、それが経済決定論的思考様式と固く結びつけられているということである。今、實際論の立場から指摘した第一の問題点も、実は、この思考様式に根を持っているわけだが、本論にとって、どうしても、次にこのことが問題にならざるをえない。たとえ、経済史上の推移と政治史上の諸事実のギャップが埋められたところで、両者の関係づけが、従前どおりの経済決定論ないし基底体制還元論にとどまるなら、なお、十全な政治史像は期待されえないだろう。例えば、穀物法廃止の問題で、これを廃止させたのはブルジョワジーの力であったが、廃止を決定したのは地主の議会であった、というギャップを説明する場合、どのような解釈が予想されるかといえ、それは、「たとえ地主議会の決定であったとしても、廃止を実現させたのはブルジョワジーの圧力であり、地主としてこれを認めないわけにはいかなかったのだ。確かに、そこでは、ブルジョワジーの利害が政治に貫徹される

にあたって、一つの屈曲が示されてはいる。しかし、経済的利害の貫徹のされ方が、個々のケースで偏差を生ずるのはあたりまえのことであろう。この本質は、この場合もブルジョワジーの利害が政治に貫徹されたということだ」と、まあ、ざっとこういうことになるのだと思う。経済決定論的歴史解釈は、経済的利害の政治への反映され方に、少くとも偏差を認めないわけにはいかない。この場合でも、イギリスの政治という何か不透明な光の媒体のようなものを認めざるをえないだろう。しかし、この史観における問題点は、この場合も含めて、いつも、唯一の本質にして唯一の真実である経済的利害に還元される。それがどの程度に貫徹されたか、それが結局すべてなのである。そして、ここに、経済決定論ないし基底体制還元論の欠陥が露呈されている、といつてよからう。それらは、本論との関係からいうと二つある。

第一に、このような見方からは、「政治的なもの」が出てくる余地はないということである。「政治的なもの」といういい方は曖昧だが、この際、私のいいたいことは、例えば、われわれが「あれは政治的解決だ」とか「彼は経済

の特色は、根底において、人間を唯物的契機で動かされるものとしてのみ把握、これを具体的な歴史にあてはめて、普遍的な歴史法則を検証しようとするにあるからである。

だから、人間における非唯物的契機は、たとえ注目されたとしても、経済という基底体制に還元される過程で、姿を消すより仕方がないことになってしまふ。もつとも、先述したように、経済的利害が、その実現をめざして政治の領域を上昇していくとき、そこで、いわゆる政治過程を埋めつくしている光の媒質のようなものにつきあたる、ということはある。だが、ここで問題となるのは、あくまでも経済的利害の貫徹のされ方でしかない。確かに、経済の政治への反映論を精緻にすれば、例えば、ドイツとの比較において、イギリスに独特な利害の貫徹のされ方を、そこに析出することはできよう。しかし、この結晶体を叩き割ってみれば、結局、ア・プリオリに把握られたブルジョワジーだとか、プロレタリアートだとか、階級だとかが飛び出してくるにすぎない。政治というものと固く結び合つて存在してきた価値、イギリスの場合なら、イギリス国教会とか、ジェントルマン理念とか、議会政治を運営している政治的

慣習とか、要するにイギリス人の想念の絡みついたものは、遂に掌から落ちてしまわざるをえないのである。

もつとも、誤解を避けるために一言しておく、私は、ここで個別ではなく一般をめざすこのような歴史解釈を否定しようとしているのでは決してない。なるほど、理屈からいえば、個別なもの、例えば、「イギリス的なもの」は、われわれ日本人にはないものであるから、納得も説明もできない、ということになるのだろう。しかし、にもかかわらず、歴史学が個別を云々するとすれば、それは、そこにある種の一般性を介在させ、それに照して個別を個別として識別するからにほかなるまい。思うに、一般性を欠いたのでは、およそ学問というものはその態をなさないことになってしまう。だから、恐らく、一般と個別とは、歴史学がその間を振動しつづける永遠の両極なのである。だが、そうだとしてもこのさい私に何かいい分があるとすれば、それは、歴史の担い手である人間を単に Homo economicus とのみ把握たのでは、政治史を理解する上には不十分だ、ということにつきる。人間が合理的である同時に非合理的でもあるとすれば、その非合理的な面に五分の注

意が払われたとしても、決して不当ではないであろう。今日、歴史学に投げかけられている人間不在の非難は、十分根拠のあるものと私には思われる。

以上、常識的な近代イギリス史像を批判して、思わぬところまで風呂敷がひろがってしまったが、とにかく、そのような次第で、本論は、イギリス一九世紀の政治史を、常識的解釈とはちがった、別の観点から見直すことを意図している。もちろん、この期に属する重要な問題を、逐一、論ずることは、スペースの関係から不可能なので、以下、私が重要と考える三つのことに問題を限定して論を運んでいきたい。第一は、イギリス人の政治生活に纏りついている保守性の問題、第二は、大衆民主主義の問題、第三は、政治的エリートの再生産という問題、である。まずは第一の問題から組上にのせていこう。

- ① 飯沼三郎『地主王政の構造』一九六四年(未来社)、二二二ページ。
- ② 同 右 三五二ページ。
- ③ G. Kitson Clark, *The Making of Victorian England*, 1962, pp. 7-9.
- ④ 横越英一『近代政党史研究』一九六〇年(勁草書房)一九八一―九六ページ。

⑤ その典型は例えば、フィッツウィリアム伯であった。cf. D. Spring, *Earl Fitzwilliam and the Corn Law* (Ame. H. R., Vol. LIX, 1953~4).

⑥ W. Aydelotte, *The House of Commons in the 1840's* (History, 1954).

⑦ W. L. Guttman, *The British Political Elite*, 1963, p. 41. ただし*のみ、アイデロッチの数値による。

⑧ *Ibid.*, p. 83.

⑨ 私はここで、「地主階級」と「貴族階級」という二つの言葉を用いたが、これらは共に伝統的な旧支配階級を指すのに使われている。確かに、一九世紀の産業革命社会では、「地主階級」・「貴族階級」はミドル・クラス出身者をも包含するが、このことについては、本論第四章、特に註②を参照されたい。

⑩ J. Clapham, *An Economic History of Modern Britain*, *Free Trade and Steel 1850-1886*, 1932, reprinted in 1952, pp. 253-64, 273-83, 488 ff.; W. Court, *A Concise Economic History of Britain from 1750 to Recent Times*, 1954. 荒井政治、天川潤次郎訳『イギリス近代経済史』一九五七年(ミネルヴァ書房)、第八・十一章。

⑪ F. M. L. Thompson, *English Landed Society in the Nineteenth Century*, 1963, pp. 269 ff. et passim.

慣性という言葉がある。それは物の性質だが、似たようなことが、人間が創り出す歴史についてもいえるのではない

いかと思う。例えば、貴族体制なら貴族体制というものが一たび創り出されてしまうと、この体制はその生命が持続するかぎり永らえるわけで、一寸した反抗運動などではとうてい崩れない。そして、その生命は、歴史の中を長く生き続けられ生き続けるだけ強くなる、というようなことである。一般的に既成事実 (fait accompli) が持つ規範性といつてもいいだろう。もちろん、事実が持つ規範性といつても、それは、それによって生活する人間とのかかわり合いで生れてくるわけで、事実そのものが、規範力とか物的な慣性とかを持つわけではない。人間が創り出す事実は、生まれたその瞬間から時間の試練に耐えねばならぬ。その間に数えきれないほど沢山の事実が湮滅するだろう。しかし、何代にもわたって人の手垢にまみれ、その価値が証明された後では、もう容易には消滅しようとしな。恐らくそれは、それを欠いてはわれわれの日常生活が支障をきたす何物かになっているのであって、習慣というわれわれの慣性、つまり、必要のないかぎりはすににあるもので間に合せるという人間の保守性と深く結びついてしまっている。だから、われわれは、普段はその価値を意識することはできな

い。

「イギリス国民は保守的な国民である」とはよくいわれることだが、上に述べた「歴史の慣性」ともいうべきものが注目されねばならないのは、なかならずこの国の場合であらう。イギリスの一九世紀をフランスのそれと比べてただけでも、それは容易に首肯せられよう。革命から帝政への大波が寄せては返したフランスとは対照的に、一九世紀のイギリスでは、すでに一七世紀の革命で達成された体制が、革命で切断されることもなく、きわめて連続的に現代へと進んでいったのである。むろん、私には、すでに述べたように、産業革命の進展による社会構造の漸次的変質と、そこから生まれたブルジョワジー、労働者階級の体制変革への努力を無視しようなどという気持は少しもない。一九世紀のイギリス史は、一八世紀のそれと明瞭にその様相を異にしているが、それは、まごうかたなく、止むに止まれぬ必要から体制の変革に立ちあがった新興諸階級の努力にもとづくもので、彼らが歴史に新しいものを持ち込んできたからにほかならなかった。歴史に発展ということがあるとすれば、それが保守性と同様、人間に内在する革新性と

いう力によるのは言をまたない。ウッドワッドのいうように、イギリスの一九世紀は、まさしく「改革の時代」であつたろう。^②しかし、逆説的に響くかもしれないが、この世紀は、「改革の時代」であつたからこそ、「保守の時代」でもあつたのである。歴史の進展が概して連続的であつたイギリスのような国にとって、古いものの価値が真に問われるのは、「改革の時代」を措いてほかにはないからである。

ところで、前述したように、この国では、ブルジョワジーの力が、穀物法を廃止させるまでに強大化していながら、依然として、支配権は地主階級の手の中にあつたわけだが、本章ではこのことを、今、上に述べた文脈で考えてみることにしたい。

イギリスにおける統治の中核が、名譽革命この方、上下兩院からなる議會にあつたことは、周知のことに属するといつてよからう。そして、このときから、この議會によつて國を治めてきたのが、この地主階級であつた。貴族院である上院はいうに及ばず、選挙された議員で構成される下院も、ともに地主の壟断するところであつた。これは、産業革命による工業の發達までは、社会体制が土地所有を軸

に編成されねばならぬといふことの当然の帰結なのだが、その場合、われわれの見地からするなら、この地主階級はそのような社会体制の中で、当然の支配階級として、つまり、「支配の正当性」を自他ともに認められた政治階級として、一九世紀にまでいたつていた、といふ事実が見逃されてはなるまい。このことを、まず最初、支配階級である地主階級自身について考えてみるに、この階級は、少くとも一八三二年の議會改革までは、政治、より正確にいえば、國を統治するといふことについて、現実的な知識を持つ唯一の階級として存したのであつた。この伝統的な支配階級は、その幾世代にもわたる體驗を通じて統治といふものは、支配階級としての自分の立場だけを主張したのでは絶対に不可能だ、といふことをはっきりと理解していたのである。彼らは、その氣質、すなわち、より保守的であるかより進歩的であるかといふことで、大きくトリー、ウィッグの二類型に分けられるけれども、ともに伝統的な支配階級であるのにはちがひなく、兩者とも、その考え方が保守的になるのは理の当然であつた。もちろん、トリーの保守主義とウィッグの保守主義とは、そこに自ずから相違が生

れてこざるをえないが、この問題は別稿に譲って、^③ここでさしあたり重要なことは、彼らの保守性は決して反動と同意語ではなかった、ということである。彼らにとって、保守とはむしろ改革を意味したのであった。保守主義の鼻祖といわれるエドモンド・バークの言に耳を貸してみよう。

「わたくしは、変更をまったく排除しようとは思わないが、しかし、たとえわたくしが変革したときでさえ、それは保存のためであった」^④。「りっぱな愛国者とはほんとうの政治家とは、つねにどうしたらかれの国の既存の材料を、もっともよくつかうことになるかを、考慮する。保存しようとする性向と、改善する能力とを、あわせてもつたものが、政治家についての、わたしの基準であった。ほかのすべてのものは、思考において卑俗、実行において危険である」^⑤。そして、このような政治に対する態度が、一方で、それに照応する統治者としての責任意識 (noblesse oblige) で支えられていたことは、この引用からも十分汲みとることができらるだろう。

このバークが示した立場は、基本的に、伝統的な支配階級一般に妥当するものといつて決して過言ではない。われ

われは、一九世紀で、伝統的な政治階級に属するなどの政治家をとりあげてみても、いたるところ、このような態度に出くわすだろう。一八三二年の議会改革と一八四六年の穀物法廃止は、その究極の要因はブルジョワジーの主体的エネルギーによっていたとはいえ、議会を制圧していた地主階級にしてみれば、それらは、上述したような態度からする、状況への適応であった。ブルジョワジーの当然の要求は、これを最低限に認めることで、自からの支配体制を維持すること、それが彼らの課題であり、また、この解決にさいして、彼らの政治的英知は誤らなかったのである。この二つの改革が、ブルジョワジーの強力な圧力で成立したものでありながら、支配体制の基本が何ら変らなかつた根本的原因は、まさにこの点にあったといつてよからう。

第一次選挙法改正の立役者であるグレイには、「ミッドル・クラスの参加なしに政治を行うことがはや不可能だ」^⑥とはつきりわかっていた。彼にとっての問題は、貴族の諸権力を明渡すのではなく、彼らの地位と基盤を拡大することによって、彼らの諸権力を保持するにあった。この改正が、都市選挙区の選挙資格を、十ポンド戸主に切下げるな

ど、「理性ある大衆の要求を十分満す」政策を打出した反面、古い選挙制を維持するために万全の方策がとられていたことは、すでに多くの研究書が詳述するところなので、ここに繰返す必要はあるまい。それゆえ、ここでは、ウィッグのマコーレイが、彼らの指導者を讀えた言葉を一つ紹介しておくに止めよう。「彼らは、實際上の弊害を除去するに必要な全てのことをやってのけた。そして、それは必要以上には出なかった」^⑨。

同様のことは、穀物法廃止にも妥当する。ここでは、穀物法廃止の政治過程に立ち入る余裕はないが、要点だけいうと、反穀物法同盟による圧力の前に、同法廃止に踏み切った保守党内ピール派とウィッグの意向は、たとえそうすることが彼らにとって好ましくないとしても、そうしなければ、地主・貴族階級の支配が安泰たりえない、というものであった。そこには、自身、地主階級ではありながら、自由貿易こそが今や世論の大勢であるという、統治者の曇りない眼が光っていたのである^⑩。

以上、地主階級の「支配の正当性」が持つ「歴史の慣性」を、彼ら自身の側から見てきたわけだが、今度は、それを

被支配階級の側から見てみよう。

まず、ブルジョワジーは、地主階級をどう思っていたのだろうか。もちろん、この新興階級の中にも、右から左までの立場がり、一概にはいえないけれども、その主張は、一応ラディカリズムに代表されていた、といっているだろう。第一次選挙法改正運動と反穀物法運動は、明らかに、このイデオロギーで裏づけられていた。その意図は、まさしく、伝統に正当性根拠を置く地主階級の権威を打破するにあった。しかし、ここで注意したいことは、ラディカルの言葉が、場合によっては、革命の一手手前まで及んだことはいったとしても、概していえば、改革の主張にとどまり、また、実際の行動も、革命ではなく改革運動を出なかつた、ということである。パーミンガム政治同盟しかり、反穀物法同盟しかりであった。これは、一つには、支配階級側の柔軟な対応の結果でもあったろうが、少なからず、ブルジョワジー自身の精神構造にも問題があったのである。というのも、彼らは、地主階級の打倒は叫んでも、自からに統治についての現実的知識が欠けているのを認識していて、実は、地主との共存共栄しか望んではいなかつた、と思わ

れるからである。このことは、とりわけ、反殺物法運動の性格に、如実に現われていたことができる。一八四三年、マコーレイは、エディンバラの反殺物法同盟にこう書き送った。

この国が現実にはどう支配されているかを少しでも知っている人々は、現に一つの少数階級が蔽存すること、そして、ただこの連中だけが、彼らがこそって反対するどんな公共政策にたいしても、拒否権を行使しようということを承知している。とにかく、政府というものは、なければならぬのだ。諸君が、重みも才能も知識も体験もない人間を寄せ集めたからとて、政府を作るわけにはいかない。……殺物法は、内閣がそれを取り上げないかぎりは廃止されない、ということに諸君は認めるにちがいない。^①

この言は、すでに述べた支配階級の統治にたいする自覚のほどを、端的に表明したものであるが、ラディカルのシンプで、反殺物同盟のあの組織造りを指導したパークスほどの男が(あるいは、それほどの男だったからというべきか)、この言が事実であると認めざるをえなかったのである。彼は同盟の大建物たるコブデンに、

あなたはこの国における諸階級の利益、貴族階級の権力、また、政党が支配する国家ということについて、よくご存知のはずですので、よもや、ラディカルの内閣とか自由貿易派の政府とかが実現可能などという夢のようなことは考えないでしょう。そのような内閣に適する人材は一人もいないし、また、たとえそんな人材がいたところで、われわれの代表制度が、そんなものを維持しようとはしないでしょ。それに、現下の政治的・社会的条件も、あなたのウィジョンの実現を許さないとしようこと、これらのことは十二分に心しなければなりません。^②

(傍点は原文ではイタリックス)

と書いていたのである。そして、このことは、コブデンとて委細承知であった。反殺物法同盟は、あれほどの資金とあれほどの組織を動員しながら、いつも目標を殺物法の廃止一本に絞り、目的が達せられたとき、自主的に解散してしまつた。コブデンには、ブルジョワジーの政党を作ろうという意志は毛頭なかつた。反殺物法同盟は、一つの強力な圧力団体たる地位に終始したのである。^③

次は労働者階級である。一口に労働者階級といっても、例えば、ランカシャー綿工業地帯の工場労働者と、なお小親分的なバーミンガムの労働者とは、その意識はちがつ

てこようが、概して、産業革命社会の労働者階級は、反体制の意向を固めていたといえるのだろう。いずれにせよ、彼らは、常に大衆運動にエネルギーを与えるものであった。だが、ここで、彼らが地主階級の支配にたいし革命的であったかといえ、それには疑問があるといわざるをえない。一九世紀前半における労働者階級による最大の政治運動は、いわずと知れたチャーチスト運動だが、これまでのチャーチズムに関する実証研究が明らかにしたところに従うなら、結論としては、チャーチズムは、やはり、「運動」であって「革命」ではなかったということであろう。この運動の中には、暴力派と道徳派の二つの傾向を見出しうる。暴力派の思想には、確かに革命への意志が感じとれるし、道徳派にしたって、人民憲章を起草したからには、少なくともそのリーダー達は、地主階級による支配の正当性をも認めてはいない。しかし、この運動のみじめな敗北と崩壊を考えてみれば、労働大衆に革命的意慾がなかったのは明白であって、地主階級による支配の壁は、遂にビクとも動かなかつたのである。

最後にもう一つ忘れてならぬ要素として、農民、広く農

村社会の状況がある。産業革命時代と聞くと、われわれは、えてしてブルジョワと労働者しか想い出さないけれども、一九世紀中葉において、農業は、なお、成人人口の四分の一を吸収する第一の産業だったのであり、面積からいえば、おそらく、イギリス全土のゆうに八割以上が、農村社会に含まれたらう。政治史の観点からすれば、このことはきわめて重要である。というのも、支配階級たる地主は、地主たることのゆえに、当該地域の地方名望家で、下院議員の選挙制度は、一八三二年にかなりの修正はうけたものの、一九世紀中葉において、なおかつ、基本的には、かつての土地所有制と密着して存在していたからである。農村社会での地主の影響力は、元来は、地主と小作人、地主と借地農といった経済的な関係から生じたといっていいていであろう。しかしながら、一八世紀から一九世紀にいたる選挙の実例を具体的に検討していくとき、地主の影響力は、その経済関係が伝統化ないし日常化したことから生ずる人間的な諸関係に、少なからず依存していることがわかってくる。資本主義化の進展で土地の貸借関係が近代化されていっても、その地域の有権者にとって、地主は、親子代々の名望家で

あり、あいかわらず尊敬 (respectability) と忠誠 (loyalty) の対象であった。^⑦ 選挙腐敗行為は、一八三二年以後、減るところか逆に激増したほどで、地主ないしその後援をうけた立候補者は、供応、買収に金をばらまき、選挙民は、その昔ながらの風習をあたりまえのこととして受けとる風が強かった。^⑧ 地主階級による支配の正当性が、一番根強く生き残ったのは、農村の選挙区なのであって、地主の実質的支配が一九世紀後半にまで続いた最大の理由がここにあった、といつてあながちいいすぎではないのである。

以上の説明で、一たび確立された伝統的支配がどういう意味を持つかは、おおよそ理解されるのではないかと思う。「歴史の慣性」だの、保守性だの、伝統だのと、後向きの要素をこும்くだぐだと述べたのは、イギリスという国がまさにそういう国であり、これを抜いては、一九世紀のイギリス政治史は考えられぬと思ったからにほかならない。実際、われわれは、イギリス一九世紀の何を取りあげても、この要素に必ずめぐり会う。いいついでにもう一言、イギリスの民主政治について触れておきたい。

民主政治の発展が議会政治の発展と軌を一にしているこ

と、そして、議会制度なるものは、一般にブルジョワ革命ないし、ブルジョワジーによる闘争の成果である、というのは一つの常識だろう。少なくともフランスやドイツにおいては、議会政治の発展は、ブルジョワジーの進歩主義と不可分に結びついていた。しかし、イギリスではそうではない。この国では名誉革命で議会主権が確立され、その体制が、伝統の継承という形で、一九世紀の産業革命期にもたらされたのである。確かに、第一次選挙法改正は、ブルジョワジーによる闘争の成果だが、一九世紀における議会の民主化は、フランスやドイツに比べれば、明らかに伝統的体制の現状への適応という形をとったのであって、それは地主階級の保守主義とむしろ不可分に結びついていたのである。この国では、民主主義は、「下から上」かちとられたというよりも、「上から下」に拡大されたものであった。三次にわたる選挙法改正は、この脈絡で考えられてしかるべきであろう。

だが、それにしても、われわれは、あまりにも一九世紀政治史における残存した要素にかかわりすぎたようである。たとえ民主主義の発展が、「上から下への拡大」という性

格を色濃く纏っていたとはいえ、一九世紀は、そのために、政治のあり方に決定的な変化がもたらされた時代でもあった。それに触れなければ、片手落ちの誹りはまぬがれないだろう。というわけで、次章では、大衆民主主義の問題を取りあげよう。

- ① 例えば、ヘンソンは「こんなことをいっている。「英國で会っ人は、みんな誰かの息子である。マンリカでは誰かの父である。」(マックス・ペリー編『富田彬訳『ヘンソンの日記』一九六〇年、有信堂、一八五ページ)
- ② E. L. Woodward, *The Age of Reform 1815-1870*, 1933.
- ③ 拙稿「ヨーロッパ保守主義の類型(「キリスト教」)」「世界歴史」第六巻、一九六五年、人文書院
- ④ E. Burke, *Reflections on the Revolution in France*, Everyman's Library, p. 243. (水田洋訳『ヘンソン革命のこころの諸考察』一九五七年、河出書房、二四三ページ)
- ⑤ *Ibid.*, p. 153. (前掲邦訳、一五六ページ)
- ⑥ Correspondence of William IV and Earl Grey, I, 376 (quoted in N. Gash, *Politics in the Age of Peel 1830-50*, 1953, p. 15).
- ⑦ *Corr. Wm. IV and Grey, I, 476 (Ibid., p. 10)*.
- ⑧ J. R. M. Butler, *Passing of the Great Reform Bill, 1814*; E. HALEY, *History of the English People*, III, 1927; N. Gash, *op. cit.* 横越、前掲譯著。
- ⑨ N. Gash, *op. cit.*, p. 12.

- ⑩ 松島愛子「一八四六年の殺物法廃止に関する一考察」(『茶の水史』第六、一九六三年)
- ⑪⑫ N. McCord, *The Anti-corn Law League 1838-1846*, 1958, pp. 30-1.

- ⑬ ヨブテンは政党制をもって、政治における諸悪の根源とみなしてゐた。それゆえ、彼は、ビールの尽力で殺物法が廃止されたとき、party government を否定しようとするヨブテンに近づいた。彼は「こゝたあ」のである。「政党は単なる伝統の代表者こそである。政党の取引をたゞ今や終止符が打たれねばならぬ。」(M. Ostrogorski, *Democracy and the Organization of Political Parties*, tr. into English by Clarke, 1902, Vol. I, p. 134) などヨブテンの政党制に対する態度については、See N. Gash, *Peel and the Party System*, Trans. R. Hist. Soc., 5th Ser., 1951.
- ⑭ N. McCord, *op. cit.*, pp. 187, 203-7.
- ⑮ チャーチスト運動についての詳細は、拙稿「チャーチスト運動の歴史像」(『史林』四四(六))を参照。
- ⑯ J. Clapham, *op. cit.*, Vol. III, (1887-1929), 1938, p. 1.
- ⑰ H. J. Hanham, *Elections and Party Management*, 1959, pp. 3-14.
- ⑱ 横越、前掲書、三九ページ以下。

三

すでに、私は、政治のあり方が根本的に変わるのには、一八七・八〇年代からであるらしい、ということを書き述べておいたが、ここで私の結論を先走って言うと、「一九世紀イギ

リス政治史の大きな転換点は、第一次選挙法改正と殺物法廃止よりはむしろ、第二次、第三次の選挙法改正（一八六七年と一八八四年）にある、ということになる。その理由は、今となってみれば、もうありふれたことで、要するに、二度にわたる労働者階級への選挙権の拡大によって大衆が主権者として登場してくるからである。大衆社会論が一般の信用を博するようになって今日、このことの意義をここに再論する必要はないわけだが、行論の都合上、政治との関係でそれを自己流に要約していうと、それは、主権が大衆のものとなり、国じゆうに充滿かつ拡散して存在するようになる、政治生活全般にわたって組織化という現象が進行せざるをえず、同時に、この組織化が、政治のあり方を質的に変化させる、ということになろう。われわれはこの変化を、ダイシーに従って、「個人主義から集団主義^{コレクティビズム}へ」と把握してもいいだろう。政治生活全般にわたる組織化の過程で、個人は凋落し、代って、集団が、政治のユニットとして立現われてくる。次に、われわれは、この政治の変化を、政党制と選挙形態という二つの側面について一瞥することにしよう。

現代の民主主義国家において、政党制は決定的な重要性を持つている。S・ノイマンは「政党は現代政治の生命線である」といつているけれども、^②すでにわれわれが日常、熟知しているように、現在、統治の楨杆である議会制度は、政党制を欠いては、一日たりと機能しえない状態にたちいたっている。ドイツ語でいう政党国家（Parteienstaat）、^③まさしく、それが、現代民主主義国家のあり方なのである。政党国家の出現は、いうまでもなく、大衆社会化状況の産物で、最近世史に属する問題であるが、かかる政党国家の発展は、議会政治の本家たるイギリスとて例外ではなかった。例えば、マッケンジーは、現代における政党の働きを、一八三〇年代のそれと比較しつつ、こう述べている。

一八三〇年代の議会と今日の議会とは、その相違は大変なものである。議員数という点では、六五八名が六二五名に減っただけで、大した変化はないが、しかし似ても似つかない相違を示している諸側面の方がはるかに多いのである。その中でも最も顕著なものは、現在、政党が、イギリスの政治において、圧倒的な支配的要素となっている、という事実である。議会の内にあるのは、政党間の区分線は、いつも厳然と引かれている。

(三〇年代とは異なつて)最も重要な採決においてさえ、院内幹事は、出席議員のうち、誰と誰とが賛成投票するかを正確に予知しうる。……労働者の中には、例えば、再軍備といった問題では、党の大多数と行動を共にできないものがあるかもしれない。しかし、もし、彼らが、党の大多数とは反対の意志表示をしようというのであれば、彼らは、この上なく厳しい懲戒を覚悟せねばならぬ。……いや、それにとどまらない。党規の中には、苛酷な制裁が含まれている。それが適用されれば、下院では、彼らは、院内幹事によって、村八分にされるし、また、院外にあっては、党の全国組織から追放されてしまうのである。それゆえ、今では、保守、労働を問わず、党の幹部達は、中世の教会指導者よろしく、異端者にこう警告することができる。いわく『政党の外に救いはない』と。(括弧内は筆者)

ところで、このような政党万能の態勢は、むしろ、歴史の産物で、一朝一夕にできたものではない。では、一体、いつごろから、このような態勢への移行が始まったかといえは、これは、明らかに、一八六七年における第二次選挙法改正の結果としてであった。翌一八六八年、バーミンガム自由党協会の書記ハリスは、今や参政権を獲得するに

いたったバーミンガム市民を自由党の支持勢力として組織化し、一八七七年、J・チェンバレンの手になる全国自由党連合の基礎を築いたのである。このいわゆるバーミンガム・コーカスの出現こそ、今日の政党国家が成立する第一歩であった。

一九世紀イギリス史を、このように、政治のあり方という視角から見えていくとき、それは、ヴィクトリア中期で大きく二つに分たれてくる。その具体的な転換点として、第二次選挙法改正をとうると、また、全国自由党連合の成立をとうると、更には、第三次選挙法改正をとうると、それは各人の自由だが、その場合、いずれにせよ、大衆民主主義的状况の醸成が、歴史を転換させてくるということが見落されてはなるまい。そこで、次なる問題は、この観点から、一九世紀政治史の梗概を与えるということになるわけだが、この分野では、古くオストロゴルスキーの古典的な研究があり、また、近年、政治学畑でジェニングズ^⑥、マッケンジー、歴史学畑でガッシュ、ハナム等があいついで精力的な研究を発表しており、また、わが国においても、これらの成果を踏えた中村英勝氏の研究がすでにあるので、

今さらそのあら筋を縷説する要はない。ここでは、本論の文脈で、「個人主義から集団主義へ」の転換を示す諸事実を幾つか指摘するだけにとどめておきたい。

まず、第一に、もうこれまでの叙述の方々に顔を出している議会外政党組織の発達という問題がある。そして、そもそも、政党国家の成立と発展は、この政党組織の発達に根源的原因をもっていたのである。それまでの議会は、ウエバーのいうように、「財産と教養」で資格づけられた名望家の独占するところであった。^⑤ もちろん、議会内には、自由党と保守党という政党が存在したけれども、政党は、なお、すぐれて理念的なもので、「同じような思想傾向を有する議員の集団」を出なかつた。長い議会生活の歴史が、党首、院内幹事といったシステムを生み出してはいたけれども、投票に際しての議員の独立性は、いまだ絶対的な原則で、院内幹事といえどもこれを犯すことはできなかった。^⑥ 確かに、議員たちは、たとえ、どれほどに腐敗したものであれば、とにかく選挙で選ばれはした。しかし、一たび選ばれば、彼らは彼らを選んだ選挙民の代表ではなく、国民全体の代表であった。この原則は、かつてバークが、こ

れをブリストルの選挙民に表明したときから少しも変わってはいなかつた。^⑦

だが、政党組織の発展は、このような議会生活のあり方に、ドラスティックな変更を迫つたのである。確かにチェンバレンが作った自由党の組織とディズレーリ、R・チャーチルが作った保守党の組織では、そこには、その性格、成立事情という点で、大きな相違があつた。前者は、元来、急進主義の哲学を、古くからの自由党指導者たちに押しつけるために、チェンバレンが「下から上へ」と組織したものであり、後者は、自由党のコーカスに対抗し、選挙戦を有利に闘うために、党指導者が「上から下へ」組織したものであつた。^⑧ そして、保守党の場合、この「上から下へ」の性格は、組織が膨大化した今日といえども変りなく、そこに、イギリスでは、いわゆる人民投票型独裁の危険が防がれている所以もあるのだが、それにしても、組織の発達でかつての院内における議員の独立性はもはや許されないことになつたのである。議員の個人主義と組織の集団主義は、特に自由党の場合には、深刻な軋轢を結果した。

一八八〇年の総選挙で、自由党が保守党に圧勝した原因

の一つは、保守党に先んじて作ったコーカス・システムにあった、といつていいだろう。かくして、グラッドストーンを頂点とし、一般有権者を最底辺とする大ピラミッドができ上る。それは、議員たちが民意を徴達するに、この上なく効果的、能率的なものであった。だが、このピラミッドは、彼らにとつて、実は一個のブーメランだったのである。この年、自由党連合の委員会が各支部にまわした回状にはこうあった。

かつて、下院議員の中には、当選して自由党の議席を占めると、彼らのリーダーに忠誠を示さないものがかなりあった。この会期においても、同様な不誠実が、政府の立場をやっかいなものにしている。最近の自由党議員は、政府のアイランド法案を否定する修正動議を支持したり、あるいは、故意にそれへの反対投票を差控えたりしている。^⑭

かくして、各選挙区には、次の如き檄がとばされたのである。「直ちに代議士たちと連絡をつけ、来たるX曜日には、必ず登院して、□□法案に賛成投票するよう、圧力をかけるべし」。

初等教育法の成立（一八七〇年）で活躍したフォースター

と、彼を選んだブラッドフォード・コーカスとの対立は有名である。^⑮ 実際、コーカスの圧力で、自己の主張を曲げた議員の数は少なくなかった。特に一八世紀末以来、社会改革を推進してきた急進主義は、ここにいたって、致命的な打撃を蒙った、といつてよからう。この哲学の根底には、ブルジョワジーの個人主義が貫いていたからである。一八八五年の総選挙のとき、ラディカルのコーエンは、コーカスとの闘争で、完膚なきまでに打ち敗かされた。「急進主義は、……今では硬化した伝統になりさがった。そここにラディカルにいるけれども、彼らをとりに巻く住民は、彼を理解してはいない。……私は、今日まで、順風のときも逆境のときも、急進主義の伝統に忠実たらんとし、神父たちの教説を説き、彼らのしたことを支持してきた。しかし、今や、ヨゼフを知らない世代が立ち現われている」。^⑯ そして、一八八六年には皮肉なことに、コーカスの生の親で、急進主義の闘将であったチェンバレンその人が、党首グラッドストンのアイランド自治法案に反対したために、全国自由党連合から叩き出されてしまうのである。政治の世界において、個人主義の凋落は、もはや、おおうべくもな

かった。もし、思想というものが、かけがえのない個人の資質で支えられるものであるとすれば、政治思想は、社会の底に沈澱するほかはなくなった。イデオロギーが、これにとつて代る。これまで議會を動かしてきた思想と言論にもまして、画一的な綱領が必要になってくる。一八八五年、帝国主義者に転身する前のチェンバレンは、「非公認綱領」を發して、急進主義運動の高揚につとめた。また、一八九一年に、自由党は「ニューカッスル綱領」を採択し、保守党も、一八九五年の選挙に際して、「建設的」綱領を發表することにるのである。

さて、次に、大衆の登場で大きく変わったのは選挙のあり方であった。たとえ、彼らが烏合の衆であったからとて、民主主義社会で参政権を得たとなれば、彼らが王様であった。このような状況では、統治者、政治指導者の態度は、どうしても変らないわけにはいかない。問題は、彼らの思想を、大衆の一人一人に、理解させるということではなく（そんなことは不可能であろう）、その間の手続きはどうである、とにかく、大衆をできるかぎり多く自分の支持者にする、ということにならざるをえない。だから、すでに寸言

したごとく、思想は、ちようど誰のサイズにも合う既製服のように、イデオロギー化せざるをえず、それこそ、「頭を叩き割るのではなく、教えられる頭の数で自分の思想を裏づける」ということになってしまう。と同時に、さしあたっての現実的問題が、大衆の支持をとりつけることにあるのなら、彼らの理性よりは感情、情操に訴える方が近道だ、ということにもなる。となると、政治指導者の魅力とか視聽覚的特色とかが大きな意味を持つてくるわけで、ここに、一人のカリスマ的人物と群衆心理で動かされる大衆とが、野外演説会場と新聞というマス・メディア（一九世紀末では、ラジオはまだ問題ではない）を通じて直接に結びつくという可能性が生れてくる。イギリスにおいて、この種の最初の選挙運動は、一八七九年と八〇年の、グラッドストーンによるミドロシアン・キャンペーンであった。

スコットランドにあるこの小選挙区での遊説で、グラッドストーンは、別に新しいことをいったわけではなかった。彼は、ディズレーリ内閣の農業政策を難じ、平和主義の立場から、同内閣の東方問題、アフガニスタン戦争、ズールー戦争での失敗を攻撃したにすぎぬ。問題は、この男が、

ディズレーリと並び立つ、稀に見るカリスマ的人物で、しかも、一八七九年のミドロシアン遊説が、党派の別を越えて、万人が予期していた彼の「エルバからの帰還」であった、ということにあった。彼は、一八七四年、総選挙で大

敗を喫すると政界を引退したのだが、しかし、はたが彼を放っておかないことは、誰の目にもはつきりしていた。それゆえ、一八八〇年の総選挙をひかえて、彼がミドロシアンからの立候補を承諾したとき、全国民の耳目がこのスコットランドの小選挙区に集中されたのは、当然すぎるほど当然であった。彼は、一八七九年、ここでの数回にわたる連続講演式演説で、実に八五、八四〇語にのぼる長広舌をふるい、例によって、政治の問題を道義の問題に帰着させつつ、これもいつもの大音声で、聴衆の宗教的感情に訴えかけたのである。「アフガニスタン山村の雪中にこういう生命も、全能の神の目から見れば、われわれのそれと同様に神聖で、犯すべからざるものである、ということをお忘れな。また諸君を同じ血と肉で創り給うた神は、諸君を隣人愛の法則で結び合せているということ、さらに、この隣人愛は、この島の岸でさえぎられもしなければ、また、キリ

スト教文明の境界でさえぎられせぬ、それは地球の全表面をおおい、最も賤しき者を最も偉大な者とともに無限の懷に抱く、ということをお忘れな」。

ディズレーリは、「このレトリックの洪水の中には、言葉というものはただの一語もない」とやり返したが、一八八〇年の総選挙の結果は、彼の大敗であった。「封建制度はなくなっても、それを支える原理は善政のエッセンスなのだ」と信じとおしたこの政治家には、デマゴグになるのはもちろん、その真似ごとさえできなかつたろう。翌年、死が彼を奪い去ったが、それは、彼のためには幸いだったのかもしれない。

以上、私は、第二次選挙法改正以後、一八七・八〇年代にかけて、政治生活全体が組織化され、「個人主義から集団主義へ」と政治が変質するのを、政党制と選挙という二側面において眺めてきた。「政党制が議会政治の生命線である」という現在の状況を考えるとき、上にのべた政党制の変質は、恐らく、一九世紀政治史の最大問題を構成するといえるだろう。しかし、大衆民主化状況の結果たる政治生活の組織化は、たとえ、政党制ほどに顕著にはないに

しても、他の政治の領域にも見出される。試みに、一例として官僚制を取りあげてみても、一八七〇年には、グラッドストーン内閣が一八五四年に出されたノースコート・トルヴェリアン報告の趣旨にもとづいて、公開競争試験による官吏の採用を決定しているし、また、一八七六年には、デイズレーリ内閣が、これも前記の報告の趣旨にそって、各官庁の偏狭な^{デパートメントリズム}部局主義を打破するため、下級職全体にわたって、賃金と雇傭条件につき、一律の基準を適用するにいたっている。^② イギリス官僚制発達の史の中で、七〇年代における官僚制の整備をどう評価するかは、今、かるがるしく論ぜられないが、しかし、G・ウォーラスのいうように、この二つの改革の背後には、大衆の組織であるコーカスの強大化に対抗して、政治が衆愚にゆだねられるのをチェックする意図があったのは確かであろう。^③ なお、官僚以外の分野における諸変革については、紙数の関係から論ずることができない。以下、思いつくままに、その幾つかを列記するにとどめておく。一八七〇年の初等教育法、一八七一年の陸軍調整法、一八七三年の秘密投票法、一八七五年の国民健康法、労働組合法、労働者住宅法、一八八三年の選挙

腐敗行為禁止法、一八八八年の州参事會法、などがそれぞれある。

① A. V. Dicey, Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the 19th Century, 2nd Edition, 1962, pp. 63-4, 217 ff.

② Modern Political Parties, ed. by S. Neumann, 1956. 邦訳「渡辺一、『政党』みすず書房、一・一六二頁。

③ 飯田・中村・野田・望田「ドイツ政党組織の史的考察」(『中央林』、四七〇五)。

④ R. T. McKenzie, British Political Parties, 1955, pp. 3-4.

⑤ M. Ostrogorski, op. cit., pp. 161-7.

⑥ I. Jennings, Party Politics, Vol. 2, 1961.

⑦ 中村英勝『イギリス議會政治の発達』一九六一年、至文堂。

⑧ ウェーバー、西島芳二訳『職業としての政治』岩波文庫、五二六一頁。

⑨ 例えば、グレイムは政治をこう考えていた。「政治の目的は公共善、主要な手段は独立と権力、第二義的だが不可欠な手段として官職と政党」(傍点は筆者)。この場合、「独立」が、具体的には議會内での、また選挙区からの議員の独立性を意味させているのはいうまでもない。(N. Gash, Peel and the Party System)

⑩ パークはこう述べている。「申すまでもなく、代議士は、自己の有権者との間に、最大限に緊密なつながり、最大限の意志疎通……を保つことを、幸福かつ光榮なことと考えるのが当然であります。……しかしながら代議士は、自分の公平な見解、円熟した判断、偽らぬ良心を犠牲にまでも、諸氏に従うべきではありません——否、諸氏のみならず、此の世のいかなる個人、いかなる集団にも従うべきで

はなりのであります。……」(坂本義和「国際政治における反革命思想——その一類型としてのエドモンド・バーク」『国家学会雑誌』六九ノ三・四)。

① M. Ostrogorski, op. cit., Chs. 7, 8; J. H. Hanham, op. cit., pp. 125-83, 145, 364-8.

② R. T. McKenzie, op. cit., pp. 7-12.

③④ M. Ostrogorski, op. cit., pp. 209-10.

⑤ Ibid., pp. 227-9.

⑥ Ibid., pp. 241-2.

⑦ J. H. Hanham, pp. 203-5.

⑧ D. C. Somervell, *Disraeli and Gladstone*, 1926, p. 222.

⑨ Ibid., p. 221.

⑩ デイズレーリについては、拙稿「デイズレーリの保守主義」(史林、四七(二))を参照。

⑪ E. W. Cohen, *The Growth of the British Civil Service 1780-1939*, 1941, pp. 121-3, 129-36.

⑫ G. Wallas, *Human Nature in Politics*, 1908. 邦訳、石上・川口共訳、『政治における人間性』一九五八年、創文社、二二五ページ。

四

こうして、私は、一応、政治を社会・経済から切り離れた上で、一八七・八〇年代に一つの歴史の転換を求めた。その際、立論の前提を労働者階級への選挙権拡大に置いた

わけだが、この拡大自体は、インダストリアル・リベラシヨン産業化、都市化、富の社会全体への拡散、教育の普及といった「近代化」の産物であり、かつ、それへの対応であったことはいうまでもない。① 変ったのは政治のあり方だけなのではない。政治の、より正確にいえば、統治の担い手も変り始めていたのである。それは、これらの「近代化」と他方における農業の没落が、政治階級としての地主の資格を有名無実とし、政治的エリートが輩出される社会的基盤を変質させてしまったからであった。

一八七二年、デイズレーリは、穀物法廃止に反対したときと同様、「イギリスの政治制度は伝統的な土地制度に密着している」と述べていたけれども、② 現実には、急速にこの言葉を裏切る方向に動いていた。確かに、労働党の出現までにはまだ間があった。「財産と教養」は、なお、政治家になるための条件でありえた。しかしながら、彼は、今では必ずしも地主であったり、貴族であったりする必要はなくなってきた。要は、「財産と教養」に加えて、ウェーバーがいうように、③ 政治にたずさわる時間的ゆとりがあれば、ブルジョワジー出身者だろうと労働者階級出身者だろ

うと、それは問われないような事態が徐々に現前しつつあったのである。下院には、ミドル・クラスが大量に進出した。特に、ウィッグの頹勢はもはやおおいがたく、自由党の指導権は、急速にミドル・クラスの手に移っていった。^④また、Lib-Lab という形で、労働者階級出身の自由党議員も登場してきた。かくして、第一章に、若干、示したように、議院内閣制という装置を通じて、一八七・八〇年代から、閣僚の中に、非貴族的要素が簇生してくるのである。

しかし、ここに一つの問題が残る。一体、こうした政治的社会的基盤の変質で、かつての地主・貴族的要素は完全に政治の領域から姿を消してしまったのだろうか。疑いもなく否である。それは、今日においてさえ、保守党の指導層が、貴族的色彩を濃く纏っているのを見ても歴然としてゐる。また、ミドル・クラス出身の政治家にしたところで、同様であった。確かに、彼らの思考・行動様式は、かつての地主たちとは大部ちがっている。彼らは「祖先の契約は、子孫代々をも拘束する」というパークの言葉を、もうそのままは信じていなかっただろう。われわれは、彼らが、イギ

リスの政治制度を、伝統としてよりは、むしろ機能として考えていることを明らかに看取しうる。しかし、それにもかかわらず、彼らが他方で、かつての地主たちと同じような思考・行動様式を分け持っているのも、はっきりと読みとることができる。伝統的な議会制度に変更を加えるというアイデアは、彼らの頭に閃きさえもしなかった。バジレットの『イギリス憲法論』は、その典型的な表明だろう。「イギリスの政治生活に纏りついている保守性」は、新しい政治的エリートの中にも、こうして再生産されていたのである。

それでは、政治状況の変化にもかかわらず、新しい政治的エリートに、伝統的な保守性が受けつがれてくるのはなぜであろうか。恐らく、この間の背後には、歴史的人間一般に妥当する途方もなく大きな問題が横たわっている。もとより、その問題を論ずることなど、私にはとてもできないが、ただ、問題をイギリスに限った場合、そこに、イギリスの政治に絡みついている一つの価値、ジェントルマン理念と、それと密接に関連したエリート教育のあり方があつたことは、はっきりしている。すでに紙数もつきたので、

最後にこのことに簡単に触れて、本論の結びに代えたいと思ふ。

ジェントルマン理念がどういふものであるか、それが歴史的にどう形成されたかについてはもう述べない^⑥。われわれは、さしあたって、それが中世の騎士道に淵源するもので、旧支配階級である地主たちの倫理として一九世紀末にいたっていたことを頭に容れておけば、それで十分だろう。問題は、いみじくもラスキが指摘したように、第一次大戦後にいたるまで、たとえ、出身が貴族だろうと、ブルジョワだろうと、さらには労働者だろうと、それに無関係に、ジェントルマンたるものが、およそ政治にたずさわる者の支配的理念であった、という事実である。一八七・八〇年代から、伝統的なイギリス政治社会の構造は質的な変容とげ始めた。かつての地主たちは、もはや独占的な政治階級たりえなかつた。しかし、だからといって、彼らを支えてきた心情倫理までが消えてなくなつたのでは決してなかつた。否、事態はむしろその逆で、新興諸階級の政治家たちは、一人残らず、この倫理の中に呑み込まれた、というよりも、政治家たらんとすれば、何らかの意味で、彼らも

またジェントルマンたらねばならないことになつた。つまり、かつて、地主と結びついていたこの階級理念は、今や、支配のための普遍的な社会的価値となつて生きのびることになつたのである。そして、ラスキが「ジェントルマンたることの危険」を見出したのは、まさにこの点においてであつた。というのも、広汎なデータの収集とそれの科学的分析こそが、戦間期^{（イタリヤ）}以降における政治運営の指針でなければならぬのに、ジェントルマンのアマチュア精神は、まったくこれとあい容れない代物だつたからである^⑧。が、それはこの際さておくとして、われわれにとつて重要と思われるのは、次の二つのことであろう。

第一は、社会構造の変質、大衆民主主義の醸成にもかわらず、ジェントルマンへの憧憬がかくも強力にイギリス人を捉えてはなさないのはなぜかという問題だが、これは、われわれも、ラスキと共に、「イギリス近代に革命がなかつたというイギリス史における一大事件^⑨」に帰するより仕方がないであろう。それは、「歴史の慣性」が日常化させてしまつたイギリスに固有な社会的価値なのである。確かにそれは、一七世紀以来、安定して繁栄をとげ

てきた地主階級と切っても切れぬ関係にあった。そして、その地主階級が、一九世紀の産業革命社会において、その「支配の正当性」を疑われるにいたったのは既述のとおりである。しかし、それにひきかえ、ジェントルマン理念の方は、イギリス人全体の理想として、また、倫理として、彼らの中にしみこんでしまったのかとさえ思われる。「第一次大戦以前に、イギリス人で、ジェントルマンの称号が彼らを指導するのを疑ったものはまずなかった」と慧眼のラスキにしていわざるをえなかった。実際、新興階級の政治家たちが地主の支配を打倒してやろうと思う一方で、自分をジェントルマンに仕立てようと考えたからといって、それは、彼らにとって、矛盾でもなんでもなかった。あのチェンバレンでさえ、自分の息子たちは、ジェントルマン教育コースのラグビー校からケンブリッジへと進ませる始末だったのである。^⑩

さて、それでは、ジェントルマン理念が、このようにイギリス人に固有のものとして、イギリス人における例の保守性に一つの核を与えているとすれば、次に、この理念が、どのように政治・社会の変化に対応して新しい生命を得て

いったかが問われざるをえないだろう。

まず、一九世紀の過程で、ジェントルマンたることの社会的評価基準が動きつつあったことが指摘されねばなるまい。一八七・八〇年代以降、地主による支配の独占が崩壊した後、ブルジョワ出身、はては労働者出身のジェントルマンが登場しえたのは、ジェントルマンに関する評価基準の移行というお膳立てがあったからであった。一八世紀ぐらいまでは、ジェントルマンの社会的指標は、彼が由緒ある家柄の出であるか、ないし、彼が大地主で田舎に大邸宅を持っているかどうかということであった。もちろん、

一八世紀末以前でも、ジェントルマンの資格となるとこれだけにつきない。例えば、古典的な教養主義は、ジェントルマン理念に不可欠な概念内容であったし、また、それを得ようと思えば、パブリック・スクールを経てオックスブリッジに学ばねばならなかっただろう。しかし、ここで留意すべきことは、この教養主義は、この時期にあっては、

ジェントルマンの必要条件ではあっても十分条件ではなかったということである。社交界と社会の要職は、いっさい、地主階級の独占物であったが、同時に、古典的な教養も彼

らの独占するところであった。この教養は、物質的生活に困ることのない彼らにとって、心の糧として、また、社交になくはならない方便として、必須のものであったろう。

だからこそ、彼らは、パブリック・スクールからオックスブリッジへのエリート・コースを歩んだのである。そして、彼らだけがこのコースに学んだのであった。それゆえ、地主階級に属せば、ジェントルマンの教養を身につけているのは当然のことだったわけで、ジェントルマンの社会的指標は、結局、大土地所有に帰せられたのである^⑬。

ところが、産業革命の進展で社会構造が徐々に変質をとげ、それに応じて、地主階級の独占的地位が崩壊して、抬頭した新興階級が、イギリス人の守護神たるジェントルマンの資格を要求しうるようになったとき、ジェントルマンの社会的指標は変らざるをえなかった。むしろ、大土地所有と家柄は、一九世紀末になっても、牢固としてジェントルマンの指標たりえたけれども、必要なは、古くからの地主たちとミドル・クラス出身者とを包摂する新しいジェントルマンの社会的指標であった。こうして、一九世紀には、教養主義がジェントルマンの実質的指標として通用す

るようになってくる。われわれは、有名なニューマンによるジェントルマンの定義に、また、アーノルドの『教養と無秩序』の中に、このことを明白に読みとることができよう。そして、そうなれば、そのコロラーリとしてパブリック・スクールからオックスブリッジへの教育過程がその社会的権威を倍加させざるをえない。このエリート・コースを通ったか通らなかつたか、それがジェントルマンの端的な証明書となってくるのである。

政治・社会構造の変質に対応して、オックスフォード、ケンブリッジ両大学の門は、一八七一年、最終的に非国教徒に開放された^⑭。また、一九世紀後半はパブリック・スクール創設の黄金時代で、実に五二校が新設された^⑮。かくして、富に恵まれたもので社会的地位と名声を欲するものは、このエリート養成のチャネルさえくぐればそれでよいことになったのである。ただ、最後に注意すべき一つのこと、社会の変化、時代の推移にもかかわらず、このエリート教育の全過程にわたって、ジェントルマンの教育が、基本方針として昔どおり堅持されたということであろう。も

時代」で、改革の波濤が教育の分野にも押し寄せていたことを知らないのではない。伝統を誇るオックスブリッジでも、科学教育の講座が開かれ、また、一八二八年、ラグビーの校長に就任したT・アーノルド(M・アーノルドの父)は、パブリック・スクールにおける教育課程の近代化に手をそめていた。古典語と並んで、フランス語、ドイツ語の教科が組まれ、続いて、この新教育課程は、新設のパブリック・スクールはいわずもがな、イートン以外の古くからの名門校でも採用されることになった。^⑩しかし、それにもかかわらず、われわれは、この改革の効果を決して過大評価してはなるまい。イギリス人のやる改革は、いつも保守のための改革であることを、この場合も記憶しておかなければならないのである。これらの改革の保守性を知らうと思えば、一八六四年に提出されたパブリック・スクール調査のための王立委員会報告を読むにしくはない。^⑪そこには、次の如き一節がある――

われわれが努力を払った一つのこととは、疑いもなく、古典教育をわが教育の主成分として維持することであった。……

(それから)第二に、より多くの努力が払われたことは、少年たちにたいする統制と訓練を一つの制度として創出することであった。この統制と訓練の優秀性は、周知のとおり、すでに世界に認められ、そのわが国民性と社会生活に及ぼす影響は、こよなく甚大なものと見なされてきている。実際、イギリス国民は、彼らが誇ってやまないその資質――他人を支配し、また己を統禦する能力、自由と秩序のバランス感覚、その公共心、不屈の男らしい性格、世論にたいする強烈な、それでいて決して盲従しない尊敬心、心からなるスポーツの愛好など、われわれはこれらを、どれほどパブリック・スクールに負っているか測り知れない。これらの学校は、わが政治家たちを生み出す最大の温床であった。パブリック・スクールで、イギリス社会を構成しているあらゆる階級の人々が、社会的平等の原則で教育され、不滅の友情を結び、彼らの人生を決定する諸習慣を身につけた。そして、恐らく、彼らこそが、イギリス・ジェントルマンの性格形成に最大の寄与をしてきたのである。(括弧内は筆者)

もって銘すべし。報告書の意図は、ジェントルマン理念の保守以外、何物でもない。すでに述べたように、一八七〇年から、官吏の採用は、公開競争試験によるようになった

たが、その問題が古典教育の線に沿って出題されたのは、^④ けだし当然であった。こうして、イギリスのエリート社会は、一八七・八〇年代以降における社会の変貌にもかかわらず、アウトサイダーのワイルドが道破したように、あいかかわらず「偽善者の郷土」^⑤として二〇世紀を迎えたのである。

というようなわけで、話は最後に教育史に発展してしまつた。しかし、私は、私が政治史にかかわりあっていることを忘れてしまったわけではない。私は、ただ、政治史が経済史を無視して十全に語れないのなら、同様に、政治史は、その社会を貫く価値体系のあり方を無視しても語れないだろうと考えたにすぎない。人間が経済で規定されるのは疑いないが、同時に、彼は、彼の想念が生み出すものによつても拘束されているからである。後者の契機が相応に考量されたとき、きつと政治史に血の気がさしてくることだろう。

① L. G. Johnson, *The Social Evolution of Industrial Britain*, 1959, Ch. 5.

② 拙稿「デイズレリーの保守主義」参照。

③ ウェーバー、前掲邦訳、二五―六ページ。

④ D. Southgate, *The Passing of the Whigs 1832-1886*, 1962, pp. 383 ff.

⑤ E. Burke, op. cit., pp. 93-4. (前掲邦訳、九九―一〇〇ページ。しかし、引用は大意であつて、原文のままではない)。

⑥ この点については、越智武臣「ジェントルマン・イデアールの形成」(『立命館文学』第一〇三・四号)を参照。

⑦ H. J. Laski, *The Danger of Being a Gentleman and other Essays*, reprinted in 1940, p. 19.

⑧ *Ibid.*, pp. 28-9. ⑨ *Ibid.*, p. 16. ⑩ 註⑦。

⑪ G. Kitson Clark, op. cit., p. 273.

⑫ ここで一八世紀における地主階級と、特に東西印度貿易で巨利を積んだ商人階級との融合に注意しておくのはいいことであろう。この商人階級は、一九世紀初頭までに、ほぼ完全に地主階級に融合したといえるが、それは田園地帯の土地を購入することと地主貴族と婚姻関係を持つことによつてであつた(E. Halevy, op. cit., Vol. 1, pp. 221-2)。また、大土地所有が政治的エリートへの道につながつたことは、下院議員の被選挙資格が、年間、カウンティで六〇〇〇ポンド、バラで三〇〇ポンドの土地所有者と定めた法律(9 Anne, C. 5, 1710)が存在したことによく示されている。この法律は、一八三八年に改正され、動産所有者を含むことになったが、とにかく、一八五八年までその効力を保った(S. Tuberville, *The House of Lords in the Age of Reform 1783-1867*, 1958, pp. 417-8)。もちろん、この法律が廃止されても、社会的な価値にたいする国民の意識は、そう簡単には変らなかつたから、少くとも一九世紀のいは、新興階級の土地購入は止むことがなかつた。既述のように、一九世紀には、ブルジョワジーが土地を買つて地主化したといつたが、その場合、われわれは、それが単に自然の理によつたのではなく、ジェントルマン理念という社会的価値の存在を媒介としたこと、また、それによつて、支配階

級に伝統的な思考と行動様式が再生産されていったことも留意しなければならぬ。

- ⑭ J. H. Newman, *The Idea of a University*, 1919, pp. 208-11.
越智『前掲論文』第一章。
- ⑮ J. H. Adamson, *English Education 1789-1902, 1930* (reprinted in 1964), pp. 417-8.
- ⑯ 越智『前掲論文』。
- ⑰ J. H. Adamson, op. cit., pp. 420-1.
- ⑱ G. Kitson Clark, op. cit., pp. 268-9.
- ⑲ J. H. Adamson, op. cit., pp. 237 ff.
- ⑳ G. Kitson Clark, op. cit., p. 271.
- ㉑ E. W. Cohen, op. cit., pp. 172-4.
- ㉒ マンズド、西村孝次訳『ラムトン・ダレンの画像』岩波文庫 二二五ページ。

（一九六五、四、一〇稿了）
（京都大学研修員）

arranging as a single hero the accomplishments of three Qans succeeding, Batu Möngke, Bayan Möngke and Bodialar. The Mongolian literatures, especially *Mêng-ku Yüan-liu* 蒙古源流, outlined legends, not the historical facts. Dr. *Wada's* opinion has a fundamental mistake in his arrangement of history based on legends.

The Structure of Cotton Industry in Normandy Before the Industrial Revolution

by

Haruhiko Hattori

This article is to establish the structure of the French fibre industry before the industrial revolution, as a preparative work for analyzing the development of the industrial revolution in the very industry; which means that the economic structure in the 'manufacturing period' should be examined from the viewpoint of the industrial revolution, not from the former viewpoint of the bourgeois revolution. Limiting our consideration to the cotton industry in eastern Normandy till 1880's we examine, using the possible original sources, what form this industry took in both the privileged city of Rouen and its agrarian surroundings, and what structure of market supported its production; we will make it clear this premise must be a condition for the establishment of factory system and offer a certain comment to the accepted view especially about the character and part of the urban merchants and most weavers of guild.

An Interpretation of the Political History in the 19 th Century England

by

Kenji Muraoka

In our academic world of historical researches, the history of the 19 th century England has, above all, been considered as a typical course of capitalist development, It has come to be a fixed prejudice that

England was the most advanced nation in the modern history of the world. This might not be curious if we take it into account that Marxism now exists as an intellectual climate among Japanese intellectuals. However, we have to pay attention to the fact that Marxist researchers are apt to look at history from a one-sided viewpoint of economics. Indeed, Marxism has its strong points—for example it is very useful for analysing dynamics of revolutionary process of history, but we cannot help taking notice of its weak points when we are engaged in the studies of political, intellectual, and cultural history. For the Marxist method of approach has, in itself, a way of logical thinking and is bound to lead to an inevitable result of losing sight of human beings who make history.

The aim of this paper is to re-evaluate the political history of the 19th century England from another different viewpoint. Among many problems I pick up three—conservatism, mass democracy, and gentleman's idealism which I think have not been discussed within the reach of Marxist approaches. It must be my great pleasure if this trial should be able to throw some new light on the history of the 19th century England.